請負契約書（案）

件　　 名 浜松医科大学医学部附属病院総合医療情報システム運用保守業務　一式

請負代金額 金　　　　　　　　　　　　　　　円也

（うち消費税額及び地方消費税額　　　　　　　　　　　　　　円）

　消費税額及び地方消費税額は消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、請負代金額に１１０分の１０を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人浜松医科大学　理事　三沼　仁（以下「甲」という。）と受注者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間において、上記の業務（以下「業務」という。）について、上記の請代金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第１条 乙は、別紙仕様書に基づき業務を行うものとする。

第２条 契約期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日とする。

第３条 甲は乙の業務に必要な機械･器具及び作業場所を提供するものとする。また、乙の業務に必要な光熱水料は、甲の負担とする。

第４条 請負代金は、月払いとし、その請求額は別紙月額内訳書によるものとする。乙は、毎月の業務完了後、速かに請求書を浜松医科大学病院経営戦略課に送付するものとする。

２　甲は、乙から適法な請求書を受理した日の翌日から９０日以内に支払うものとする。

３　乙は、消費税法の改定が行われた場合、改定後の税率を加えた金額を請求すること

ができる。

第５条 契約保証金は納付するものとする。ただし、有価証券等の提供又は、金融機関若しくは、保証事業会社の証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第６条　乙は業務を実施するため、作業員に係る労働基準法、労働者災害補償保険法、職業安定法、その他の関係法等については、これを遵守しなければならない。

第７条　この契約について必要な細目は、国立大学法人浜松医科大学物品供給契約等細則によるものとする。

第８条　この契約について甲乙間に紛争が生じたときは、双方協議のうえこれを解決するものとする。

第９条　この契約に関する訴えの管轄は、浜松医科大学所在地を管轄区域とする静岡地方裁判所浜松支部とする。

第10条　この契約について、定めのない事項について、これを定める必要がある場合は甲・乙間において協議して定めるものとする。

　　上記契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙は次に記名押印のうえ、各１通を所持するものとする。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　　浜松市中央区半田山一丁目２０番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人浜松医科大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理　事 　 　　三　沼　　仁

　　　　　　　　　　　　　　　乙

月　額　内　訳　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　月 | 月　　額 | 備　考 |
| 令和８年　４月 | 円 |  |
| 令和８年　５月 | 円 |  |
| 令和８年　６月 | 円 |  |
| 令和８年　７月 | 円 |  |
| 令和８年　８月 | 円 |  |
| 令和８年　９月 | 円 |  |
| 令和８年１０月 | 円 |  |
| 令和８年１１月 | 円 |  |
| 令和８年１２月 | 円 |  |
| 令和９年　１月 | 円 |  |
| 令和９年　２月 | 円 |  |
| 令和９年　３月 | 円 |  |
| 合　計 | 円 |  |

(消費税額及び地方消費税額を含む)